

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年5月17日（平成30年（行情）諮問第230号）

答申日：平成30年7月11日（平成30年度（行情）答申第170号）

事件名：都道府県教育委員会から提出された児童生徒の触法関係（少年犯罪）  
に関する報告書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定課に対する開示請求 平成26年度，平成27年度，平成28年度都道府県教育委員会から提出された児童生徒の触法関係（少年犯罪）に関する報告書」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成30年4月3日付け29受文科初第3052号により，文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を特定することができる。行政文書の管理が不適法による文書の特定ができないだけである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は，「特定課に対する開示請求 平成26年度，平成27年度，平成28年度都道府県教育委員会から提出された児童生徒の触法関係（少年犯罪）に関する報告書」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき，不存在のため，不開示（原処分）としたところ，審査請求人から，原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

#### 2 本件対象文書の特定について

行政文書開示請求書の「1. 請求する行政文書の名称等」においては「特定課に対する開示請求 平成26年度，平成27年度，平成28年度都道府県教育委員会から提出された児童生徒の触法関係（少年犯罪）に関

する報告書」と記載されていた。

文部科学省としては、平成29年4月26日付け事務連絡等において、児童生徒が重大な犯罪又は触法行為を起こした場合に「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告を求めているところであり、当該報告書が文書に該当しうると考えた。したがって、文部科学省としては、平成26、27、28年度に、児童生徒の触法行為に該当するとして報告された児童生徒の事件等報告書が上記文書に該当すると考えた。

そのため、平成29年9月25日付け「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」において、当該報告書以外にどのような文書を想定しているか回答を依頼し、締切りまでに回答又は意見がない場合は、「平成26年度、平成27年度、平成28年度都道府県教育委員会から提出された児童生徒の事件等報告書（触法行為について報告されたもの）」を今回請求の対象文書として特定する旨を審査請求人に伝えたところ、締切りまでに回答がなかった。

以上から、「特定課に対する開示請求 平成26年度、平成27年度、平成28年度都道府県教育委員会から提出された児童生徒の触法関係（少年犯罪）に関する報告書」とは、「平成26年度、平成27年度、平成28年度都道府県教育委員会から提出された児童生徒の事件等報告書（触法行為について報告されたもの）」が審査請求人の請求する行政文書に該当するとした。更に、念のため確認したところ、審査請求人の請求する行政文書に該当する文書は当該報告書のほかには存在しなかった。

### 3 本件対象文書の不存在について

平成26、27、28年度分の「児童生徒の事件等報告書」が格納されたファイルを確認したが、触法事案が記載されている文書は存在しなかった。

したがって、本件対象文書は不存在である。

### 4 原処分当たりの考え方について

以上のことから、本件対象文書が不存在のため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁より理由説明書を収受
- ③ 同年6月26日 審議
- ④ 同年7月9日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当していることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は「特定課に対する開示請求 平成26年度、平成27年度、平成28年度都道府県教育委員会から提出された児童生徒の触法関係（少年犯罪）に関する報告書」（本件対象文書）の開示を求めるものであるところ、文部科学省では、都道府県教育委員会に対し、児童生徒が重大な犯罪又は触法行為を起こした場合に「児童生徒の事件等報告書」の提出を求めているので、触法行為（14歳に満たない少年が行った刑罰法令に触れる行為）について報告された児童生徒の事件等報告書が本件対象文書に該当すると考えた。

イ そこで、審査請求人に対し、補正依頼文書を送付して、当該報告書以外にどのような文書を想定しているのか回答を依頼し、締切りまでに回答又は意見がない場合は、当該報告書を本件開示請求の対象文書として特定する旨を審査請求人に伝えたところ、締切りまでに回答がなかったものである。

ウ 念のため文部科学省の特定課の執務室及び書庫等を探索したが、当該報告書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書の存在は確認できなかった。

エ 次に、開示請求の対象とされた平成26年度、平成27年度及び平成28年度分の「児童生徒の事件等報告書」について、同報告書が格納されたファイルを確認したが、触法行為について報告された同報告書は存在しなかった。

オ なお、諮問に当たり、改めて探索を行ったが、上述の「児童生徒の事件等報告書」が格納されたファイルについては原処分時と同様の結論であるとともに、何らかの理由により上記報告によることなく児童生徒の触法行為等に係る報告や情報提供が行われ、文書が保管されている等といった事情も認められなかった。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、文部科学省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

## 3 審査請求人のその他の主張

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは

ない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司